

第3章

人権問題の現状と課題 及び施策の方向

第3章 人権問題の現状と課題及び施策の方向

人権は、「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる場合にあっても尊重されるべきものです。

しかし、現実的には、社会的身分、門地、信条、性別、障害などによる不当な差別やその他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

様々な人権問題が生じている背景について、国の基本計画では、人々の中に見られるような同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在などが挙げられています。また、これまで人権問題として認識されていなかった問題や社会の情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな問題が人権問題として認識されるようになってきています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて、主体的に取り組んでいけるようにするための働きかけをすることです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握し、理解するとともに、こうした問題が実際には、様々な複合した要因によって生じていることもあることを考慮して、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりとって総合的に取り組むことが必要です。

1 女性の人権問題

(1) 関連する制度・計画等についての主な動き

○国は、昭和60年（1985年）の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准や平成17年（2005年）の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、平成19年（2007年）の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」などの各種法律改正や制度の整備が図られました。

○平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会*の実現が、今後の我が国の重要課題と位置付けられました。

○社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会をつくるための具体的な道筋を示す「男女共同参画基本計画（第1次）」が平成12年（2000年）に、「男女共同参画基本計画（第5次）」が令和2年（2020年）に策定されました。

○平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

が制定され、その後の改正において、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する計画の策定を市町村の努力義務とするなどの市町村における取組の促進が図られ、令和元年（2019年）には、配偶者からの暴力だけでなく、児童虐待防止対策をも強化するための改正も行われました。

○平成27年（2015年）には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。また、令和元年（2019年）に改正が行われ、雇用環境の整備やハラスメント防止対策が強化されました。

○本市では、平成18年（2006年）4月に、「富山市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現を目指して理念と方向性を定め、新しい社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進しています。

○平成29年（2017年）3月には、「第2次富山市男女共同参画プラン2017-2026」を策定し、市・市民・事業者及び地域が協働・連携して取り組み、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場面で豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現を目指しています。

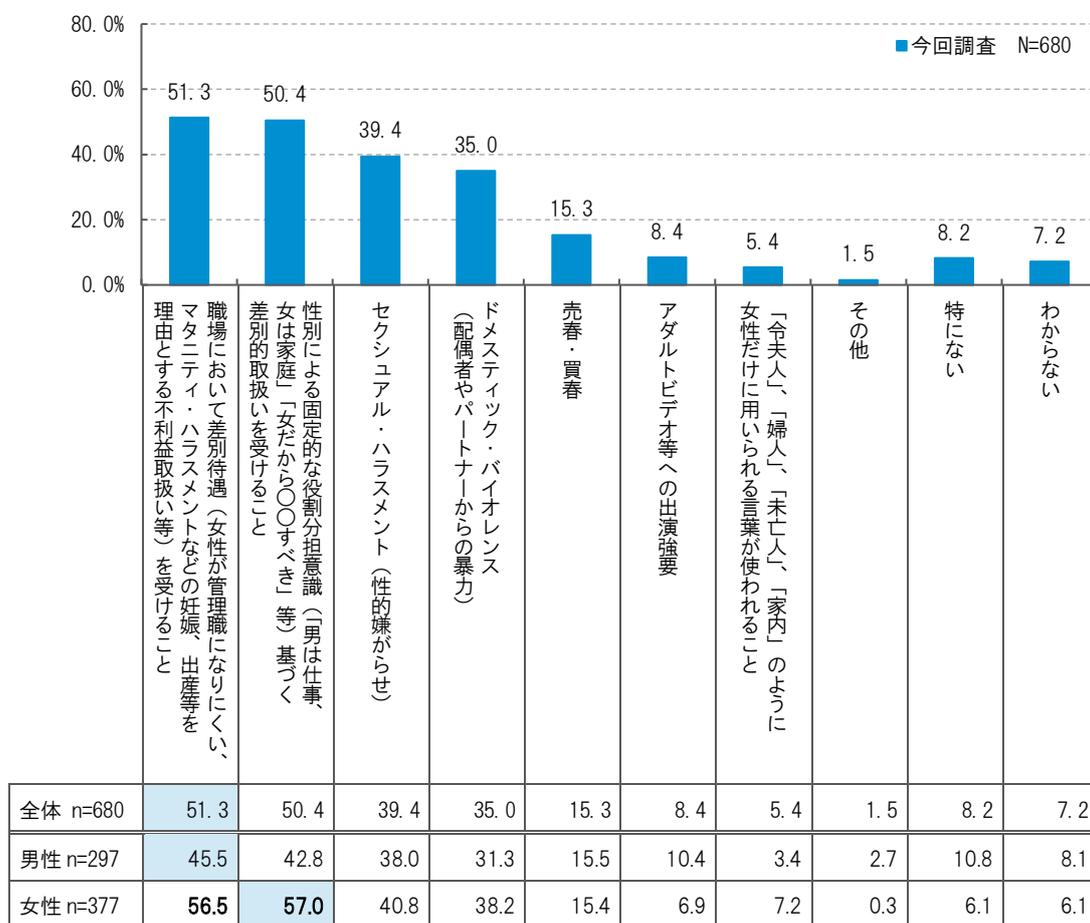
（2）現状と課題

本市では、平成29年（2017年）3月に「第2次富山市男女共同参画プラン2017-2026」を策定し、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場面で豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現を目指しています。

しかしながら、人々の意識や行動、社会の慣習や慣行の中には、未だに女性に対する差別や偏見が見られ、あらゆる分野で活躍を目指す女性の生き方を阻害している現状があります。特に、セクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*などの様々なハラスメントのほか、DV*や性犯罪、ストーカー行為などの解消は大きな課題となっています。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う女性に関する人権問題は、「職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等）を受けること」（51.3%）をあげた割合が最も高く、次いで「性別による固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」「女だから〇〇すべき」等）に基づく差別的取扱いを受けること」（50.4%）となっています。また、男女別にみると、女性は「性別による固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」「職場において差別待遇を受けること」が男性と比べて高くなっており、男女の固定的役割分担意識を人権上の問題点としてとらえる割合については、男女間では未だに差が見られます。

■ 女性に関する人権問題



「人権に関する市民意識調査」結果報告書より

(3) 施策の方向

女性の人権を侵害する様々な問題は、性差別意識や固定的な性別役割分担意識に起因することから、男女共同参画の理念やジェンダー平等への理解を深め、男女が互いに尊重し合うことができるよう、市民意識の醸成を図ります。

さらに、職場において、性別等による不当な扱いを受けることなく、すべての人が能力を十分に発揮し働くことができるよう、企業等へ働きかけるとともに、企業等の主体的な取組を促進します。

また、女性に対する暴力や人権侵害を未然に防ぐための取組を強化する等、様々な女性の人権問題の解決に向けて、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
就業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○短時間勤務制度や在宅勤務など、子育てを行う勤労者が柔軟に働ける制度の普及に努めます。 ○「女性活躍推進法」に基づく取組について、事業主への周知・啓発を図ります。
母性健康対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠や出産など、女性の身体的特質に合わせた行政サービスを整備し、周知を図ります。 ○妊娠・出産など、親になる男女が安心して子育てを行うためのセミナーを開催します。
あらゆる分野への参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各種審議会や委員会等への女性の参画を推進します。 ○女性の人材発掘・リーダーの育成のための取組を行います。
暴力防止と相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントに関する調査を実施します。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月中旬～下旬）に合わせた広報での啓発をすすめます。 ○配偶者などからの暴力被害に係る相談窓口連絡会議を組織し、意見交換や情報交換を実施します。 ○子育て親子の交流の促進を図るため、子育て支援センター未設置区域に対する整備を行います。 ○富山市男女共同参画推進センターにおいて、臨床心理士や弁護士等による各種相談事業を実施します。 ○富山県女性相談センターや富山県民共生センター・サンフォルテ相談室等と連携して相談支援をすすめます。
男女の平等意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○男女の人権をテーマにした講演会や講座等の充実に努めます。 ○男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」を毎年発行します。 ○小学生を対象として男女平等意識を育む啓発冊子（学年別4種類）を全小学校に配布します。 ○市の「広報とやま」をはじめ、広報媒体を活用します。 ○新規採用職員研修や人権啓発研修会などの研修において、市職員への人権擁護に関する講義を実施します。

2 子どもの人権問題

(1) 関連する制度・計画等についての主な動き

- 国は、昭和22年（1947年）に「児童福祉法」、昭和26年（1951年）には「児童憲章」を制定し、子どもの幸福の実現を図るために、児童福祉政策を進めてきました。
- 平成6年（1994年）に、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）*」を批准しました。この条約では、子どもを単に保護・指導の対象のみとして捉えるのではなく、基本的人権の権利の主体として尊重するとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で、生存、保護、発達等において「子どもの最善の利益」が考慮されるべきことが宣言されています。
- 平成12年（2000年）には、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が施行され、虐待の早期発見・早期対応により早期救済を図ることとされました。また、平成19年（2007年）には、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化などを内容とした、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われました。
また、児童福祉法は順次改正され、平成28年（2016年）の改正では、子どもが権利の主体であることが明記されるとともに、子どもの福祉の保障に向けて、社会全体で取り組むことが求められました。そして、令和元年（2019年）の改正では、親権者等の体罰禁止や市町村及び児童相談所の体制強化等が盛り込まれました。
- 平成25年（2013年）には、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。同法において「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定が求められ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他関係者の連携の下、いじめの防止や早期発見に取り組むこととされました。
- 平成26年（2014年）には、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が改正され、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持・保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が盛り込まれました。
- 平成29年（2017年）には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が施行され、不登校の児童・生徒における教育の機会の確保等が盛り込まれました。
- 本市では、令和2年（2020年）3月に、すべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを地域や社会全体で支えていく環境の整備を目指した「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てのための支援を総合的、一体的に推進しています。

(2) 現状と課題

本市では、個性豊かで健やかに育つ環境づくりと、子どもたちの利益が尊重されるよう配慮した子育て支援策を進めるために策定した「富山市次世代育成支援行動計画」を継承する「富山市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、子どもの権利の尊重、児童虐待防止対策の充実、家庭や地域における子育ての支援、職場における子育て支援の促進、次世代の親となる「子ども・若者」の育成等少子化対策を含めた総合的な子ども政策を推進しているところです。

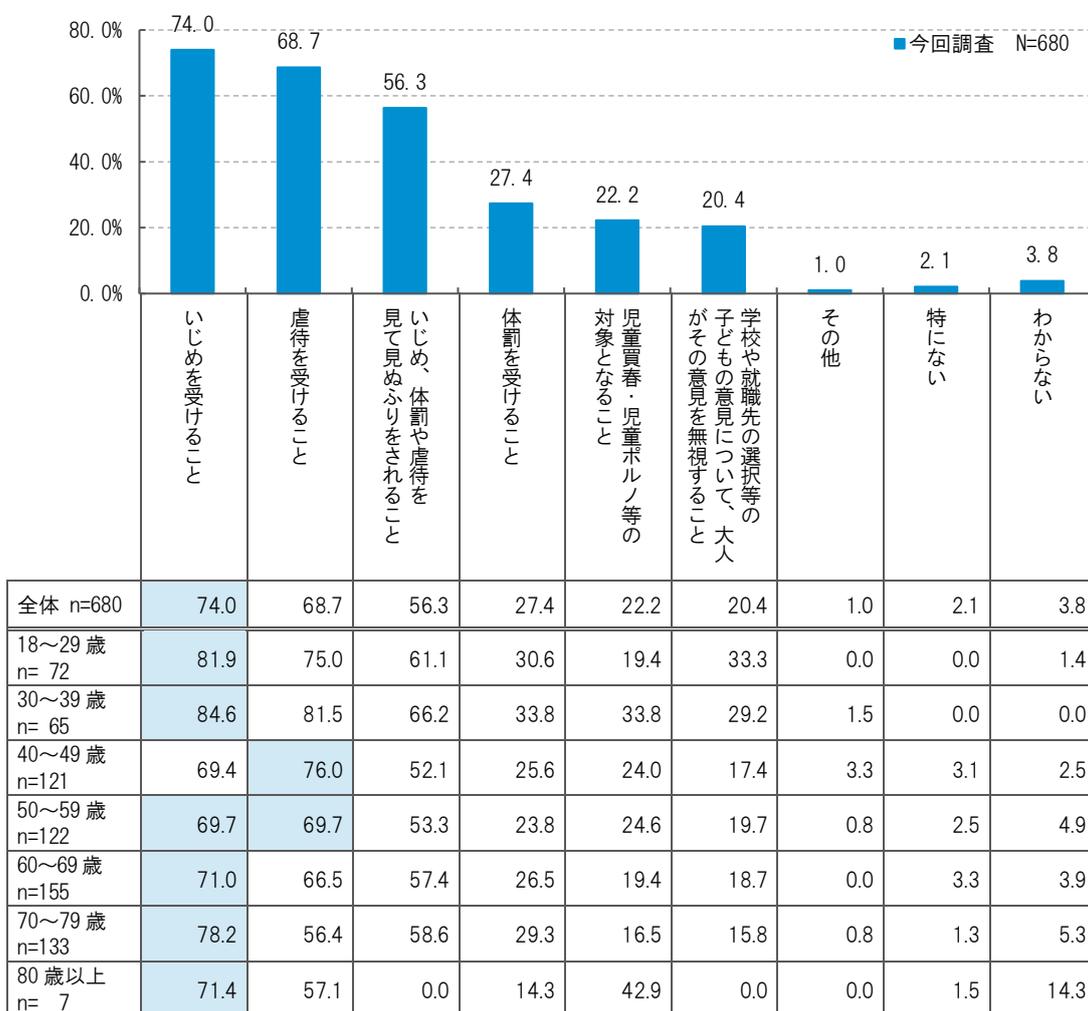
しかし、子どもを取り巻く環境は、いじめや体罰、不登校、ひきこもり、インターネットの匿名性を悪用した誹謗中傷やSNS*上でのいじめ、自撮り被害等、子どもの健全な成長や安全が脅かされる様々な問題も生じています。特にいじめは、子どもが人権を侵害する場合と侵害される場合が複雑に絡み合う問題であるため、学校教育及び社会教育の両面からの個に応じたきめ細かな対応が課題となっています。また、不登校に対する適切な対応も課題となっています。

令和2年(2020年)に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う子どもに関する人権問題は、「いじめを受けること」「虐待を受けること」「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをされること」をあげた割合が高くなっています。

次代を担う子どもが、いじめや虐待などの人権侵害を受けることなく、一人の人間として健やかに成長する権利が保障され、その利益が最大限に尊重されるよう配慮するなど、子どもの視点に立った取組が必要となります。



■ 子どもに関する人権問題



「人権に関する市民意識調査」結果報告書より

(3) 施策の方向

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、事業所・職場、行政機関等が連携し、総合的な子ども政策の推進を目指し、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
いじめ・不登校等に対する取組の推進	○学校・家庭・地域住民・関係機関等と連携し、いじめや不登校等の問題に対応できる体制づくりを推進します。
児童虐待の早期発見と連携、意識啓発	○富山市要保護児童対策地域協議会で、要保護児童の状況把握や継続支援、関係機関との連携強化を図ります。 ○11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、広報とやまでの防止の啓発と相談窓口の紹介を行います。
健全育成のための連携と相談体制の充実	○健全育成を地域社会・学校・家庭が連携し実施します。 ○スクールカウンセラー等の効果的な配置を行い、児童や保護者からの悩み相談を行います。 ○臨床心理士が市内の保育所等に出向いて、保育士や保護者からの相談を受けたり、ケース診断会議で要保護児童に対する助言を行い支援します。 ○富山市要保護児童対策地域協議会で、要保護児童の実態把握や対策についての協議と啓発活動等を推進します。
発達段階に対応した人権教育	○幼児期から自分と同じように、他人も大切にする豊かな人間関係の醸成を図る教育を実施します。 ○教育活動全体での人権尊重教育の推進を図ります。 ○小学校に花鉢を送り、花の栽培を通して、思いやりの心を育みます。 ○12月の「人権週間」に合わせ、小・中学校において児童生徒が主体的に人権について考える活動を行い、取組の概要を人権教育の指導事例集に掲載します。 ○人権感覚を高める教職員研修を実施します。
子どもの活動の場の整備と指導者等の確保・養成	○小学校や公民館、児童館等を活用するとともに、老朽化した施設の整備を図り、児童の健全な遊びの場を確保します。 ○活動の指導者や支援ボランティアの確保と養成を行います。 ○教師の人権に対する知的理解や人権感覚を高める研修を推進します。 ○毎年テーマを設定して発行した人権教育の指導事例集を市内全教職員に配布します。

3 高齢者の人権問題

(1) 関連する制度・計画等についての主な動き

- 国では、平成7年（1995年）に制定された「高齢者対策基本法」に基づき、各種の対策が講じられ、平成12年（2000年）からは、高齢化の進展に対する様々な課題に対応するため、介護保険制度が導入されました。
- 高齢者虐待に対応するために平成18年（2006年）から「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、家庭内及び施設等で虐待を受けた高齢者に対する保護や、養護者に対する支援のための措置等が講じられることとなりました。
- 平成28年（2016年）には「成年後見制度*の利用促進に関する法律」が施行され、認知症*等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備が進められています。
- 本市では、令和3年（2021年）3月に「富山市高齢者総合福祉プラン」として定められた「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で、生きがいを持ち、安心感、幸福感を感じながら暮らし続けられるよう、地域住民による支え合いと連動した包括的な支援体制の仕組みづくりを推進しています。

(2) 現状と課題

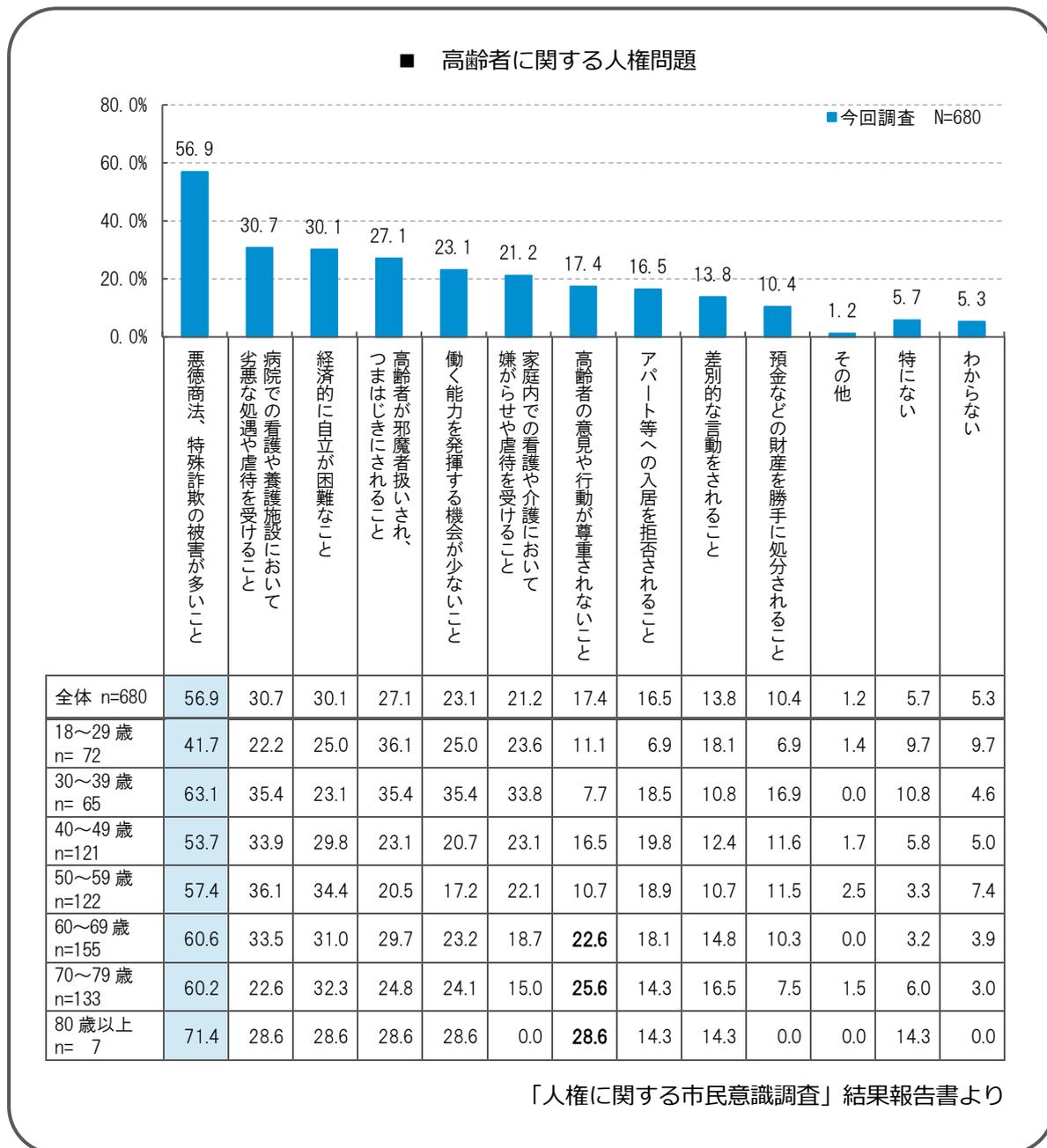
わが国では、平均寿命の延びと少子化の進行により世界に類を見ない少子高齢化が進行しています。団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には高齢化率が30%となり、国民の約3人に1人が高齢者という「本格的な超高齢社会」が到来し、これに伴う認知症等の介護を要する高齢者の急増も予測されています。

本市においても、同様に少子高齢化が進行しており、令和7年（2025年）の高齢化率は29.8%と予測されています。こうした状況を踏まえ、「富山市高齢者総合福祉プラン」のもと、地域住民による支え合いとも連動した包括的な支援体制の仕組みづくりを推進しているところです。

しかし、認知症等の介護を要する高齢者の増加、核家族化などの家族形態の変化により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯をはじめ、日常生活に不安を抱える高齢者が増加しており、高齢者が地域社会から孤立したり、高齢者介護に関する様々なトラブルが発生しています。主なものとして、認知症等の介護を要する高齢者に対する身体的・心理的虐待や、金銭搾取といった経済的虐待などの高齢者の尊厳の保持に関わる問題、振り込め詐欺や詐欺的投資勧誘、悪質商法など、高齢者が被害にあう問題などがあります。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う高齢者に関する人権問題は、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」「経済的に自立が困難なこと」をあげた割合が高くなっています。また、年齢階級別にみると、60歳以上は「高齢者の意見や行動が尊重されないこと」が他の年代と比べて高くなっています。

高齢者が置かれている環境は一人ひとり異なるため、このような問題に周囲が早めに気づき相談窓口につないでいくなど、地域での見守りが必要となります。



(3) 施策の方向

すべての高齢者が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会で生きがいを持ちながら、安心して暮らしていける社会の実現に向け、介護予防に力を入れるとともに、認知症についての啓発等を行うことにより理解を深め、介護を必要とする状態になっても、できる限り自立した生活ができるよう、人権に配慮し、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
悪徳商法・特殊詐欺被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○富山県警と共同で、振りこめ詐欺への注意を喚起するとともに、通話録音機を貸与するなど、悪質な事件から高齢者を守ります。 ○消費生活センター窓口を設置し、不審な契約についての相談を受け付けます。
高齢者虐待の防止と権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の実態把握や訪問連絡を実施することにより、成年後見制度の円滑な利用を促進するとともに、関係機関との連携を図り、相談機能の強化を行います。 ○法改正や体制整備に対応した高齢者虐待や認知症の相談窓口の設置と相談職員のための「高齢者あんしんハンドブック」を発刊し、関係機関に配布します。 ○とやま福祉後見サポートセンターと連携し、一人暮らし高齢者や判断力が不十分な高齢者等の必要な人が必要な制度につながるような相談体制を整備します。
雇用・就業機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○働く意欲のある高齢者にシルバー人材センターの活用等による雇用・就業機会の確保を図るとともに、組織の充実強化に取り組みます。
認知症の啓発と見守りネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症サポーター養成講座や認知症説明会等の開催を通じて、認知症に関する知識の普及啓発を行います。 ○地域で安心して暮らせるよう、見守りネットワークの構築を図ります。
福祉教育及び社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもから高齢者まで参加する行事を開催します。 ○趣味、生涯学習、スポーツ活動の場の促進を図ります。
高齢者に対応した生活環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の身体機能に対応した住宅整備や生活指導サービスの提供を行います。 ○安否確認を兼ね、一人暮らし・高齢世帯の防火訪問を行い、火災予防広報を図るとともに、悪徳業者の消火器販売等の注意喚起に取り組みます。
介護保険制度の総合的施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の健康づくり事業や介護予防事業を推進します。 ○介護予防推進リーダーの活動支援や住民主体の通いの場の充実を図り、閉じこもりがちな高齢者の発見、誘い出しに取り組みます。 ○地域において主体となって活動を実施する担い手を拡充します。

4 障害のある人の人権問題

(1) 関連する制度・計画等についての主な動き

- 国では、昭和57年（1982年）に「障害者対策に関する長期計画」等を策定して障害者福祉の推進に取り組みました。
- 平成7年（1995年）には「障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）」を、平成14年（2002年）には新たな「障害者基本計画」と「重点施策実施5か年計画」を策定し、障害者福祉の取組を進めてきました。
- 平成16年（2004年）には「障害者基本法」が改正され、障害を理由とした差別をしてはならないことが明記されました。
- 平成17年（2005年）4月に自閉症、学習障害などの発達障害者の支援に関する「発達障害者支援法」が施行され、11月には身体、知的、精神の3障害の種別にかかわらず制度の一元化を図り、障害者の自立を支援するための「障害者自立支援法」が制定されました。そして、平成25年（2013年）には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へと改称され、福祉サービスを利用できる障害者の範囲を見直して、難病がある人も対象にするなどの改正が行われました。
- 平成24年（2012年）には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、障がいのある人への虐待の防止とともに、予防や早期発見、擁護する人に対しての支援措置に関する取組を講じることが定められました。
- 平成28年（2016年）に、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、令和3年（2021年）の改正により、民間事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられました。
- 本市では、令和3年（2021年）3月に「第4次富山市障害者計画」、「第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画」を一体的に策定し、「障害者基本計画（第4次）」の理念の下、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者の福祉に係る施策を総合的・計画的に推進しています。

(2) 現状と課題

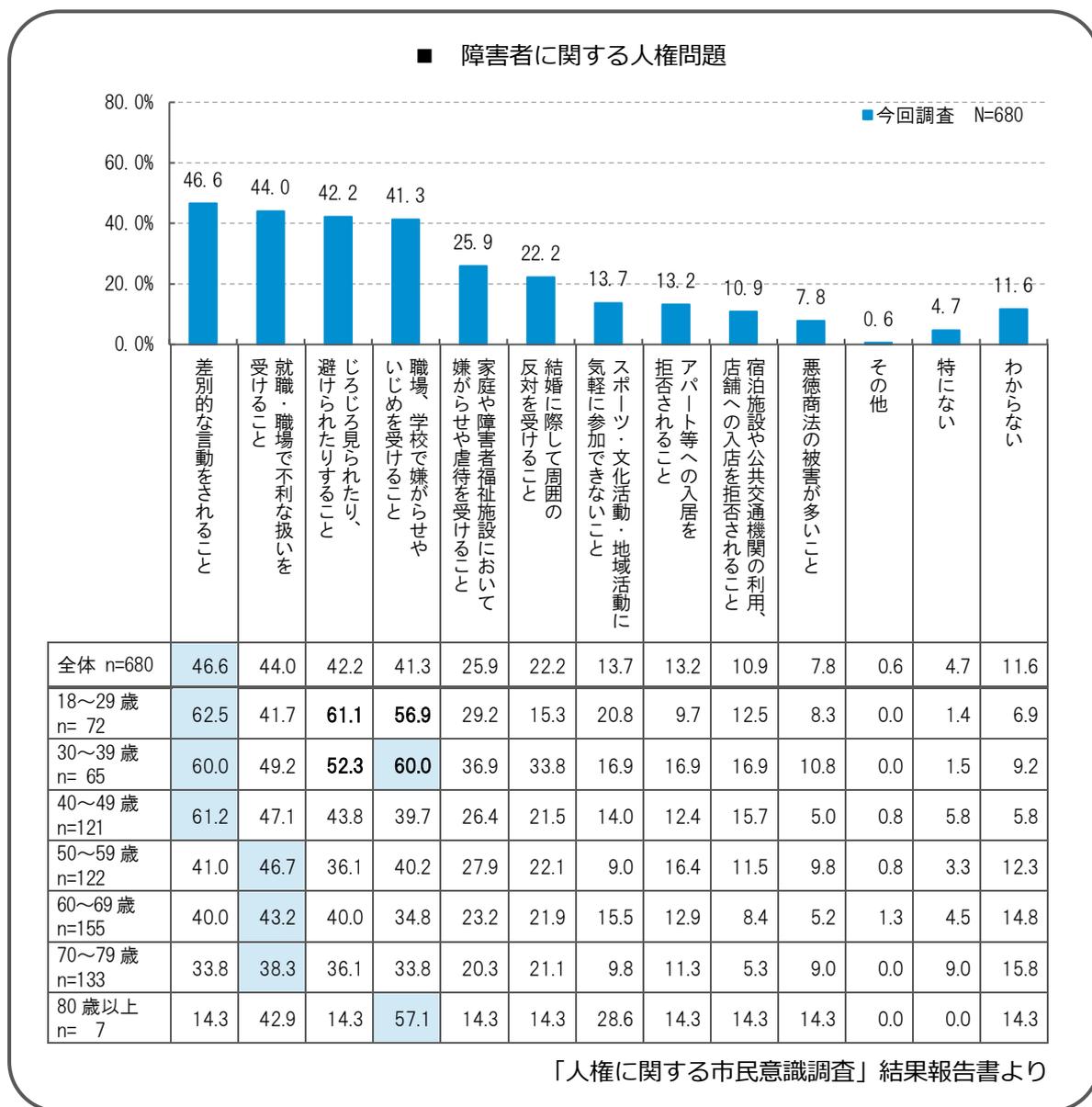
本市では、令和3年（2021年）3月に「第4次富山市障害者計画」、「第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害者の福祉に係る施策を総合的・計画的に推進しています。

しかし、現実には、障害に対する誤解や偏見から、差別を受けたり、嫌な思いをした経験がある人も多く、障害のある人が生活のしづらさを感じる事のないまちづくりが求

められています。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う障害者に関する人権問題は、「差別的な言動をされること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「職場、学校で嫌がらせやいじめを受けること」をあげた割合が高くなっています。また、年齢階級別にみると、39歳以下は「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「職場、学校で嫌がらせやいじめを受けること」が他の年代と比べて高くなっています。

障害のある人が安心して暮らせるように、日常的な相談・援助、財産の保全・管理等のサービスをとおして周知・広報し、その普及を図っていく必要があります。



(3) 施策の方向

障害のある人が、平等に参加、活動することができる社会の実現を図るため、今後とも、障害のある人に対する「理解と交流の促進」に向けたふれあい、交流の場づくりの促進や、福祉のまちづくりの促進等の生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援を促進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

また、障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障害のある人の権利擁護等、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
障害に関する理解を深める教育・啓発	○地域共生社会の実現に向け、障害に対する理解や差別解消を促進するための広報・啓発やパンフレットの配布に取り組みます。
交流事業の推進	○ふれあいキャンプを通じて、障害のある児童と障害のない児童との交流を深め、思いやりの心や協調性、自立心を育みます。
雇用の促進	○公共職業安定所や障害福祉施設等の関係機関との連携を図ります。 ○障害者雇用奨励金の支給を行います。 ○特別支援学校等の生徒を受け入れた企業に就業体験支援助成金の支援をします。
相談・支援の充実	○知的障害者や精神障害者等を対象に、成年後見制度利用の支援を行います。 ○相談支援事業所等と連携し、障害特性に応じた総合的な相談支援体制の充実を図ります。
バリアフリーの推進	○歩道の段差解消等の生活環境の整備を行います。
社会参加の促進	○「心身障害児（者）作品展」の開催や障害者スポーツ大会への支援等を行うなど、学習機会の確保やスポーツ・文化・芸術活動の参加を促進します。
精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進	○アルコール問題を考えるセミナーを開催します。 ○メンタルサポーターの委嘱により、心の健康について、本人・家族の支援活動を行います。 ○精神保健福祉講演会、心の健康づくり講座を開催します。 ○うつ病と診断された人や家族を対象とした精神保健家族教室を開催します。

5 同和問題

(1) 関連する制度・計画等についての主な動き

同和問題は、我が国の社会の歴史的発展の過程で、形成された身分階層に基づく差別によって、現在においても日本国憲法で保障されている「職業選択の自由」や「結婚の自由」などの基本的人権が保障されておらず差別を受けるといふ、重大な社会問題です。

○昭和40年（1965年）に、同和対策審議会は、内閣総理大臣に対し、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。そのため、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との答申をしました。

○国は、この答申を受けて、同和問題を解決するための具体策として、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」を制定して以来、昭和57年（1982年）の「地域改善対策特別措置法」、昭和62年（1987年）の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）」の立法措置や数次の法改正を行い、環境改善をはじめ、教育、保健、福祉、就労、啓発などの施策を推進してきましたが、特別対策は平成14年（2002年）3月に終了することとなりました。

○情報化の進展に伴い部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、平成28年（2016年）に部落差別のない社会を実現することを目指し、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

○本市では、「第2次富山市総合計画（前期基本計画）」において、一人ひとりが尊重される地域社会づくりの一つとして「一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり」を目標に掲げており、市民が同和問題を理解し、人権を尊重する必要性を啓発するための取組を行っています。

(2) 現状と課題

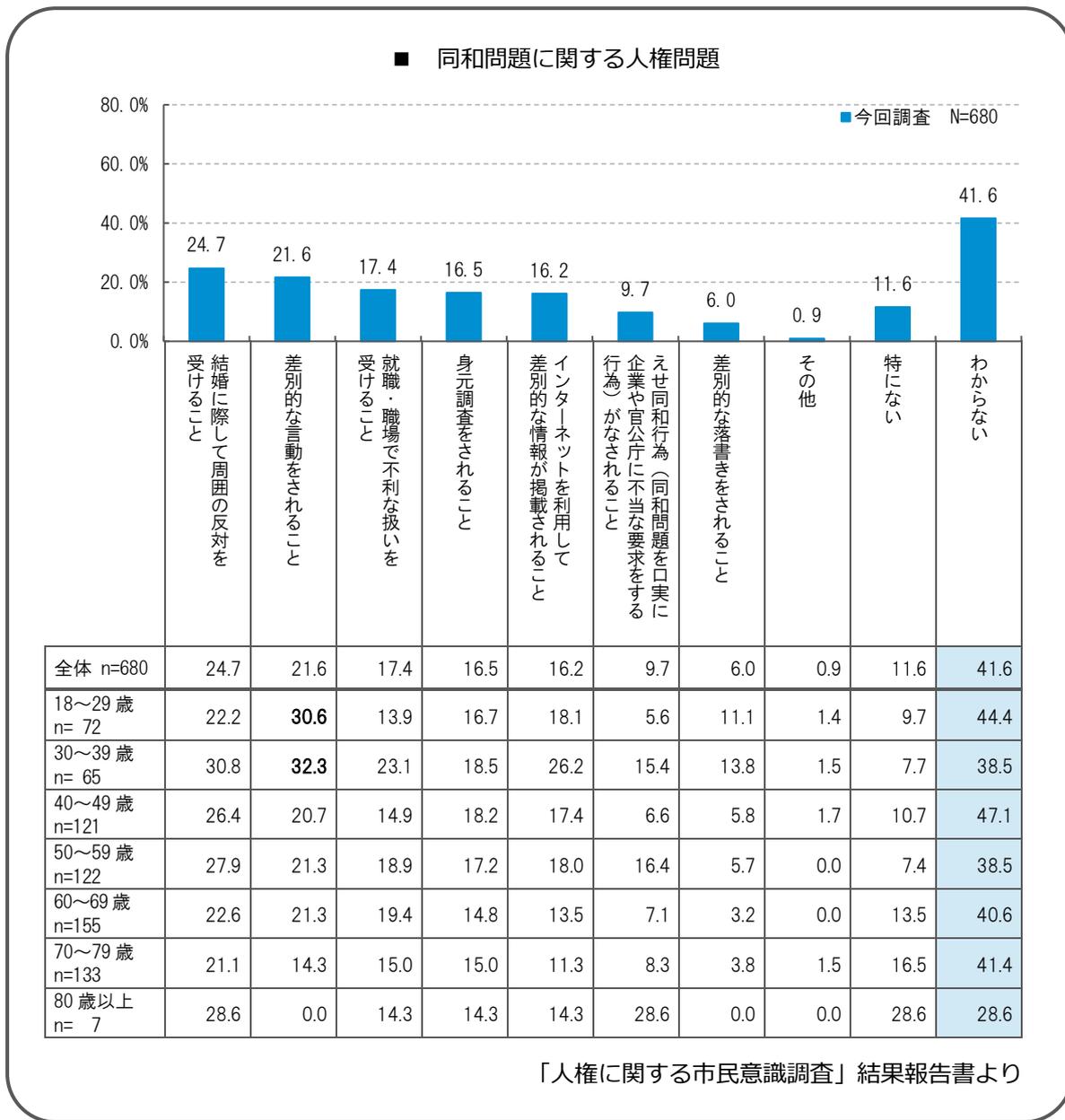
本市では、わが国固有の重大な差別問題である同和問題を重要な人権課題として捉え、国、県、関係機関・団体等と連携して、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、差別意識の解消のための取組等を推進しています。

同和問題としては、人々の理解も進み、進展はみられますが、結婚問題や教育、就労などにおいて解決すべき課題があり、さらに、高度情報化社会の到来によるインターネットを使った差別情報の流布など新たな問題も発生しています。

また、同和問題の解決を妨げる「えせ同和行為^{*}」の問題も残されています。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う同和問題に関する人権問題は、「結婚に際して周囲の反対を受けること」「差別的な言動をされること」と回答した割合が高くなっています。しかしそれ以上に、「わからない」（41.6%）

と回答した割合が高くなっています。また、年齢階級別にみると、39歳以下は「差別的な言動をされること」が他の年代と比べて高くなっています。



(3) 施策の方向

偏見や差別意識の解消に向け、差別事象が人権侵害であることなど、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、学校、地域社会、家庭、企業などあらゆる場を通じて、教育・啓発の一層の充実と積極的推進を図るため、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
効果的な啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙での啓発や啓発資料を配布します。 ○人権啓発講演会や人権啓発フェスティバルを開催します。 ○人権相談等の関連事業の推進を図ります。 ○人権活動を行っている団体に対して、支援を行います。
公務員の人権研修	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修の充実を図ります。 ○指導者の養成を行います。 ○「人権教育の指導事例集」の内容を充実させ、教職員研修の充実を図ります。
社会教育関係者等の研修	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育関係者の研修の充実を図ります。 ○指導者の養成を行います。
えせ同和行為の排除	<ul style="list-style-type: none"> ○法務局等関係機関と連携して啓発・排除を実施します。



6 外国人の人権問題

(1) 関連する制度・計画等についての主な動き

- 国において、昭和22年（1947年）の「外国人登録令」や昭和26年（1951年）の「出入国管理令」、昭和27年（1952年）の「外国人登録法」の制定等を行い、外国人法制を確立しました。
- 平成18年（2006年）には、地域における多文化共生を促進するため「地域における多文化共生推進プラン」が策定されました。
- 平成24年（2012年）には、利便性の向上やサービスの合理化を図るため、外国人登録制度を廃止し、在留管理制度が導入されました。
- 平成28年（2016年）には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ*解消法）」が制定されました。
- 本市では、「第2次富山市総合計画（前期基本計画）」において、多様な交流の促進の一つとして「外国人が過ごしやすいまちづくり」を目標に掲げ、外国人と住民が互いに尊重し認め合いながら、地域の一員として共に暮らしていくため、多文化共生のまちづくりを推進しています。

(2) 現状と課題

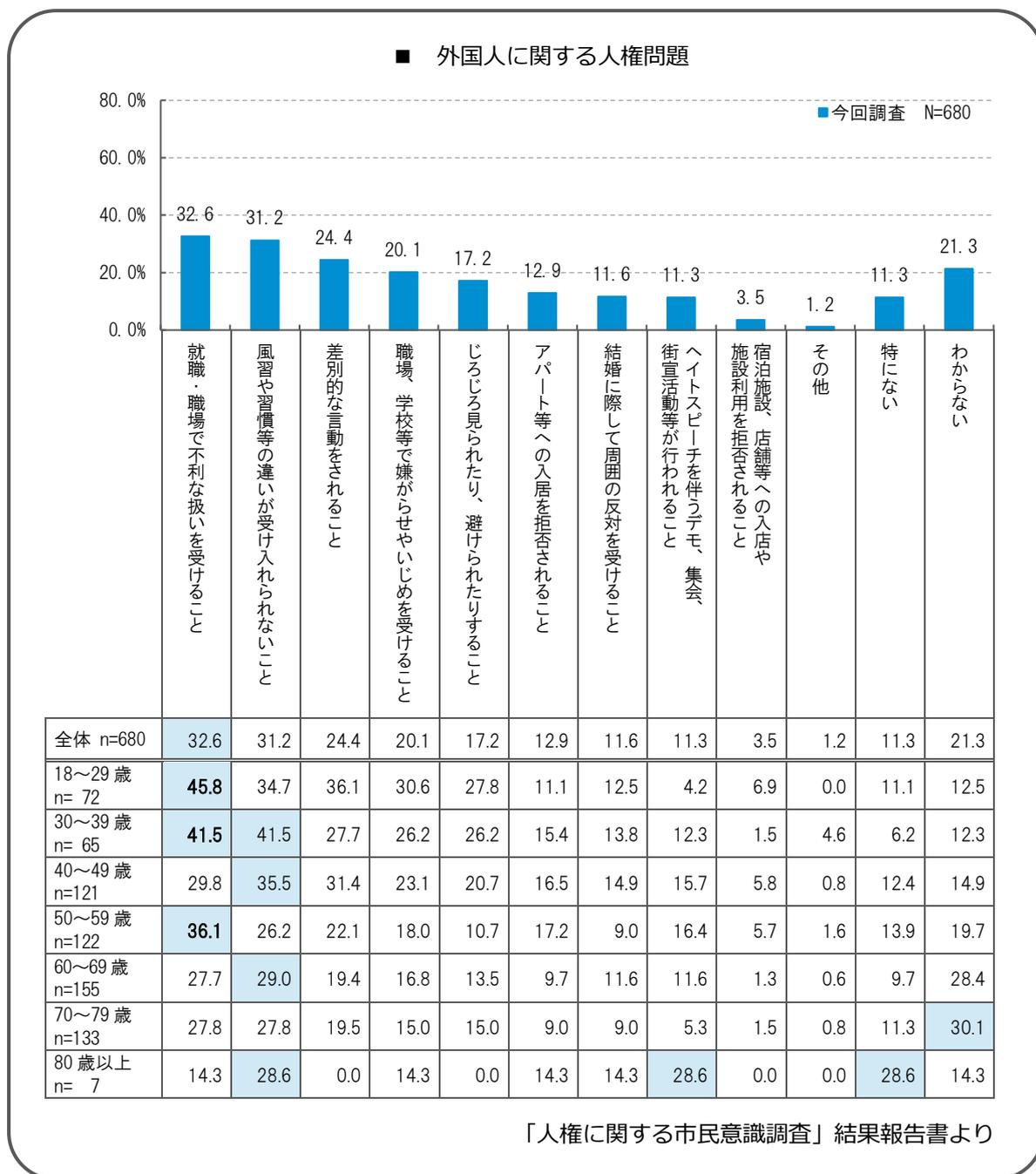
本市の外国人登録者数は、国際化の進展に伴い、平成20年（2008年）9月末時点では5,593人でしたが、令和3年（2021年）6月末日現在では7,152人に増加しています。特に、今後は、社会や経済のグローバル化に伴う外国人の増加に加え、少子高齢化等の要因による労働力不足の影響を受け、外国人労働者の数も一層増加するものと予想されるため、富山市国際交流センターを中心に、国際理解促進のための取組を推進しているところです。

しかしながら、言葉が通じないことに加え、歴史的経緯、文化、宗教、生活習慣や価値観の違いに起因するお互いの理解不足などから、企業で働く外国人や、国際結婚による外国人配偶者、小中学校及び高等学校に在籍する外国人児童生徒、留学生など生活者としての外国人を取り巻く様々な問題が少なからず存在しています。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う外国人に関する人権問題は、「就職・職場で不利な扱いを受けること」「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」と回答した割合が高くなっています。また、年齢階級別にみると、18～39歳・50～59歳は「就職・職場で不利な扱いを受けること」が他の年代と比べて高くなっています。

外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことなどが要因となっていることから、偏見や差別の解消に向け、一人ひと

りが広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、講演会や研修会の開催、広報による啓発活動を推進する必要があります。



(3) 施策の方向

市民に外国の言語、文化、生活習慣等を紹介したり、外国人と市民が交流できる機会を提供することで、お互いの人権・人格を尊重することの重要性を正しく認識し、国際化時代にふさわしい交流を進めるとともに、外国人と日本人が共生し、安心して生活できる環境を整備するため、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
異文化理解に関する啓発	○歴史的認識や文化・習慣などの理解を図る啓発を促進します。
共生意識の醸成及び生活支援	○市内在住の外国人と連携を図り、共生意識の醸成を図ります。 ○国際理解促進のための取組を推進します。 ○外国人相談員を配置するなどして、日常生活についての相談窓口を設けます。 ○催し物等の情報提供の拡充を図ります。 ○外国人との交流事業や外国人相談業務に係る支援を行います。 ○小・中学校を中心として外国人と交流し、国際化に対応した社会環境づくりを進めます。
日常生活に関する施策の展開	○医療や緊急時等の日常生活の情報を外国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語）で記載した「生活情報ガイド」を提供します。 ○公共施設などの案内看板について、外国語あるいはローマ字での併記を進めます。また、避難所の案内板については、英語、ポルトガル語、ロシア語の3か国語表記を進めます。

7 患者などの人権問題

〈エイズ*（AIDS、後天性免疫不全症候群）の人権問題〉

（1）関連する制度・計画等についての主な動き

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいます。エイズは、昭和56年（1981年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあり、わが国においても昭和60年（1985年）3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題となりました。

○世界保健機関（WHO）では、感染者に対する偏見や差別が、根強く存在していることから、昭和63年（1988年）に毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのエイズ蔓延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

○国では、平成11年（1999年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならないことが明記されました。

○市では、「第2次富山市総合計画（前期基本計画）」において、一人ひとりが尊重される地域社会づくりの一つとして「一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり」を目標に掲げており、市民が感染症の患者等を理解し、人権を尊重する必要性を啓発するための取組を行っています。

（2）現状と課題

エイズ動向委員会によると、令和2年（2020年）の全国の新規HIV感染者数は4年連続で減少しているものの、HIV感染者・AIDS患者の新規報告数は1,095件と、未だに感染拡大が懸念されています。特に、診断時に既にエイズを発症している割合は3割を超え高い水準にあり、感染予防に関する意識不足や早期発見のための検査機会を逸していると考えられます。

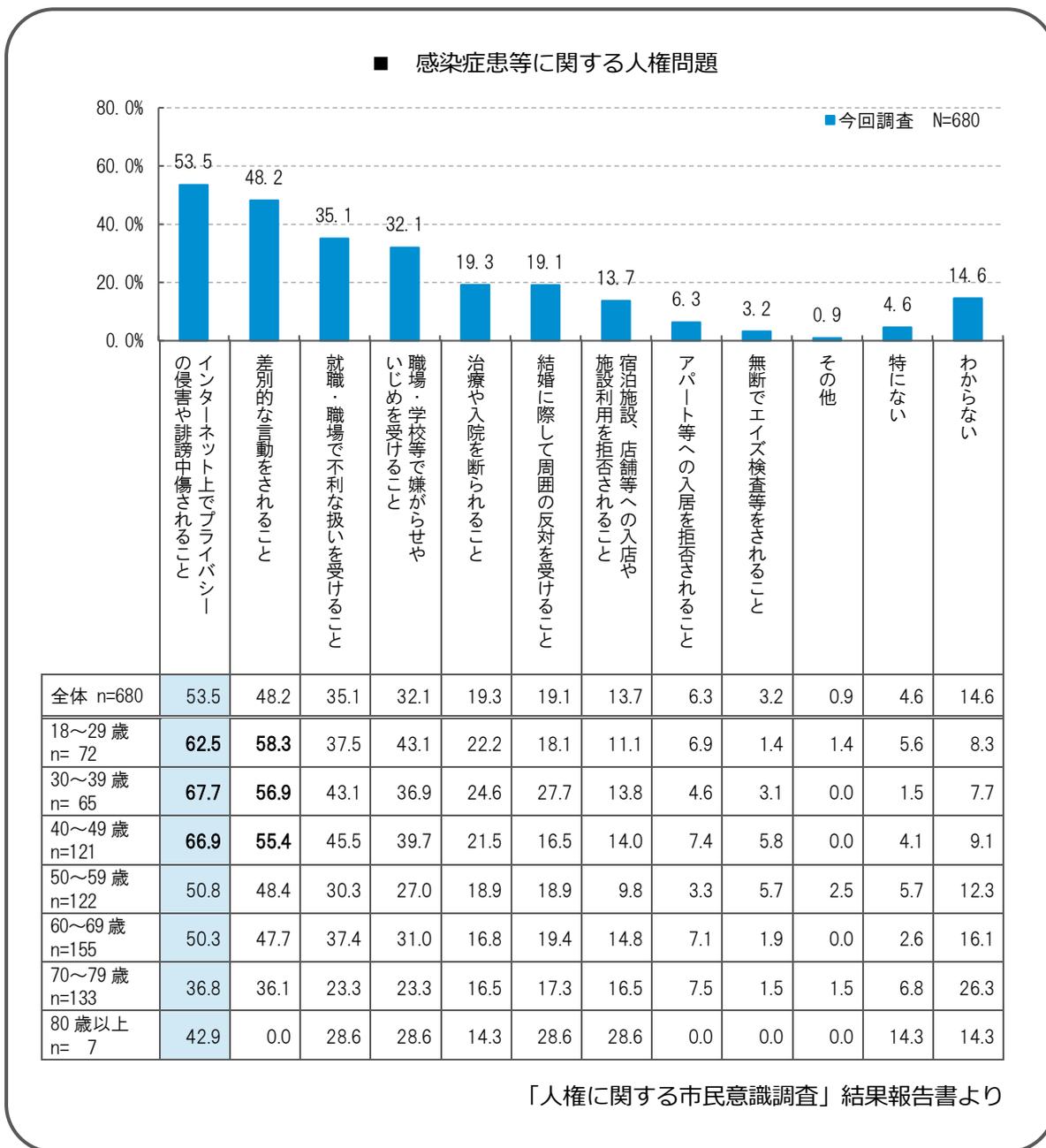
本市では、関係機関と協力して、エイズに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための啓発活動など、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりに取り組み、また、学校教育、社会教育などを通じて、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努めています。

HIVは、治療によりエイズの発症を抑え、相手への感染を防ぐこともできるようになりました。また、職場や学校などの日常生活の中では感染することがないため、いたずらに感染を恐れる必要はありません。しかし、誤った認識からHIVの感染者及びHIV感

感染者の発病後の状態であるエイズ患者に対して、医療の拒否、就職や入学の拒否、解雇等の問題があり、差別や偏見、プライバシーの侵害が生じています。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う感染症患者等に関する人権問題は、「インターネット上でプライバシーの侵害や誹謗中傷されること」「差別的な言動をされること」と回答した割合が高くなっています。また、49歳以下は「インターネット上でプライバシーの侵害や誹謗中傷されること」「差別的な言動をされること」が他の年代と比べて高くなっています。

市民一人ひとりが感染症に対する正しい知識を持ち理解を深め、差別や偏見意識の解消に努めていくことが求められています。



(3) 施策の方向

H I V感染・エイズの問題に関しては、現在もなお新規感染者が出ていることから、感染予防についての教育を推進するとともに、病気に対する正しい知識の普及に努めることで、偏見や差別意識の払拭を目指し、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
エイズやH I V感染に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・社会教育において、エイズに対する正しい知識の普及を図ります。 ○高校・大学等の高等教育機関や街頭等で啓発活動を行います。 ○世界エイズデーに合わせて、富山駅前や大学祭でリーフレット等の配布を行います。

〈ハンセン病患者等の人権問題〉

(1) 関連する制度・計画等についての主な動き

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策が取られてきました。しかしながら、ハンセン病は、感染力が極めて弱いことが分かり、治療法も確立されていながらも、依然として隔離政策が続きました。

○平成8年(1996年)3月に隔離を趣旨とした「らい予防法」は廃止され、さらに、平成13年(2001年)には、「らい予防法」の下に国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断が行われました。これを受けて、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立されました。

○平成20年(2008年)6月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が制定され、ハンセン病患者・回復者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記されました。

○令和元年(2019年)に「ハンセン病問題基本法」が改正され、諸規定の対象に「ハンセン病の患者であった者等の家族」が追加されるとともに、国会及び政府は、ハンセン病回復者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝し、ハンセン病回復者家族等の名誉の回復、福祉の増進を図るとする「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定されました。

○市では、「第2次富山市総合計画(前期基本計画)」において、一人ひとりが尊重される地域社会づくりの一つとして「一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり」

を目標に掲げており、市民がハンセン病患者等を理解し、人権を尊重する必要性を啓発するための取組を行っています。

(2) 現状と課題

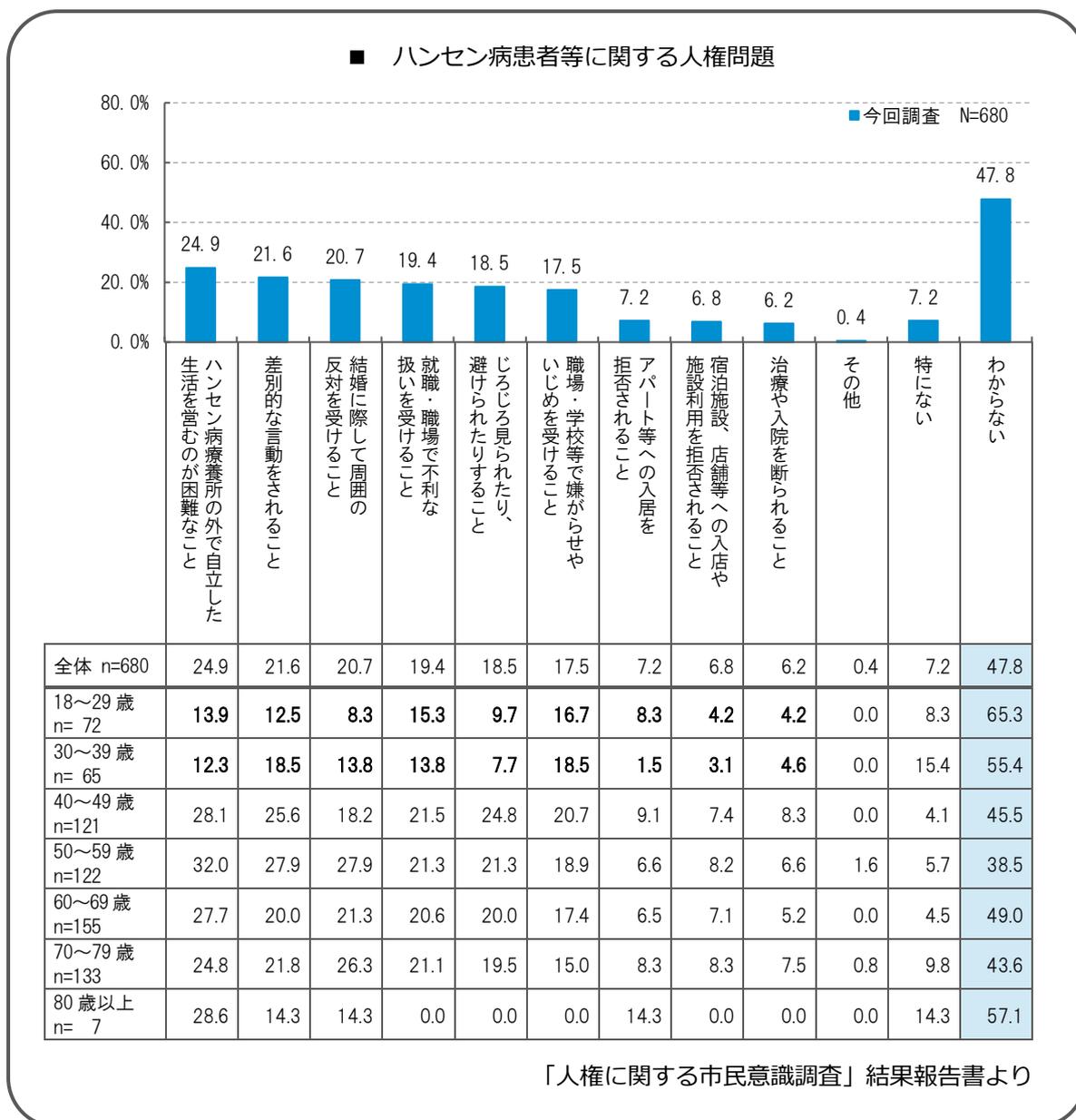
ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症で、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立した治癒する病気ですが、治療法が確立されていない頃は、後遺症として顔や手指、足などに変形を残すことがあり、そのことで、ハンセン病患者は、人権を無視した隔離、過酷な生活を強いられ、そして、ハンセン病の患者・回復者やその家族・親族は、いわれのない差別や偏見を受けました。

本市では、これまで関係機関と連携し、ハンセン病に関する正しい知識の普及と、偏見や差別をなくすための啓発に取り組んできました。

しかし、現在もなお、誤った医学的知識や思い込みから、ハンセン病回復者やその家族に対する偏見や差別、人権侵害が生まれています。

令和2年(2020年)に実施したアンケート結果では、現在起きていると思うハンセン病患者等に関する人権問題は、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」「差別的な言動をされること」と回答した割合が高くなっています。しかしそれ以上に、「わからない」(47.8%)と回答した割合が高くなっています。また、年齢階級別にみると、39歳以下は「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」「差別的な言動をされること」をはじめ、ほとんどの項目で他の年代と比べて低くなっています。

特に若い世代でハンセン病を知らない人が多くなっていますが、知らないから偏見や差別がないわけではなく、正しい知識がないことに起因する根深い社会的な偏見や差別が存在しているため、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。



(3) 施策の方向

ハンセン病患者・回復者及びその家族が、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、人権を尊重する視点に立ったあらゆる場における人権教育・啓発への取組を推進するため、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
ハンセン病患者等に関する理解の促進	○ハンセン病に関する正しい知識の普及を図ります。 ○プライバシーに配慮した相談体制の促進を図ります。

〈新型コロナウイルス感染患者等の人権問題〉

(1) 関連する制度・計画等についての主な動き

新型コロナウイルス感染症は、新たに発見されたSARS-CoV-2に感染することによって発症します。WHO（世界保健機関）は、このウイルスによる感染症のことを「COVID-19」と名づけました。わが国では、令和2年（2020年）1月に初めて感染患者が確認されて以来、新型コロナウイルス感染患者が急速に拡大していきました。その中において、新型コロナウイルス感染症に対する不安から、感染者や濃厚接触者、その家族以外にも、それに対応する医療従事者等においても偏見や差別につながる事例が見受けられます。

○偏見や差別を防止するため、令和3年（2021年）2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」を施行し、感染者等に対する差別的取扱い等の防止に向けた規定が設けられるなど、様々な対策が講じられています。

○市では、「第2次富山市総合計画（前期基本計画）」において、一人ひとりが尊重される地域社会づくりの一つとして「一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり」を目標に掲げており、市民が新型コロナウイルス感染症や感染患者等を理解し、人権を尊重する必要性を啓発するための取組を行っています。

(2) 現状と課題

新型コロナウイルスは、未知であるがゆえに、人々の不安や分断を引き起こし、感染した人や家族、医療従事者、エッセンシャルワーカーに対する差別や偏見が高まっています。また、インターネット上では、依然として違法な情報や有害な情報、特定の個人に対する誹謗中傷の書き込みが見られるとともに、新型コロナウイルス感染症の社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷が見られます。

本市では、ホームページにおいて感染防止対策、感染やワクチン接種に関連した人権への配慮について啓発するとともに、相談窓口の案内等を行っています。

インターネットやSNSで誤った情報が流されたりすることもあることから、誤った情報に惑わされず、正確な情報に基づく冷静な判断や行動をすることが大切です。

(3) 施策の方向

新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷はあってはならないことです。そのために、不確かな情報や誤った認識が、人権侵害につながることをないように、感染レベルに応じて、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
新型コロナウイルス感染症患者等に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及を図ります。 ○被害を受けた人に対するケアやプライバシーに配慮した相談体制の促進を図ります。

8 性的指向・性自認に関する人権問題

(1) 関連する制度・計画等についての主な動き

- 国では、平成16年(2004年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性の変更が可能となり、平成20年(2008年)の改正によって変更要件が緩和されました。
- 平成27年(2015年)には、各都道府県や指定都市の教育委員会などに向けて、「性同一性障害*に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通達が発出され、性同一性障害や性的マイノリティ*とされる児童・生徒について、その心情等に十分配慮した対応が要請されました。
- 令和2年(2020年)には「労働施策総合推進法」が改正され、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動はパワー・ハラスメント*に該当すると考えられる例として挙げられています。
- 自治体においても、平成27年(2015年)に渋谷区と世田谷区において、同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行するパートナーシップ制度が導入されたことを皮切りに、全国各地の自治体で導入が進められています。
- 市では、「第2次富山市総合計画(前期基本計画)」において、一人ひとりが尊重される地域社会づくりの一つとして「一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり」を目標に掲げており、市民が性的少数者を理解し、人権を尊重する必要性を啓発するための取組を行っています。

(2) 現状と課題

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。同性愛者、両性愛者の人々に対する性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、未だに偏見や差別が起きており、場合によっては職場を追われることさえあります。

性自認とは、自己の性をどのように認識しているのかを示す概念です。生物学的な性と性の自己意識(性自認)とが一致しない人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けている現状があります。

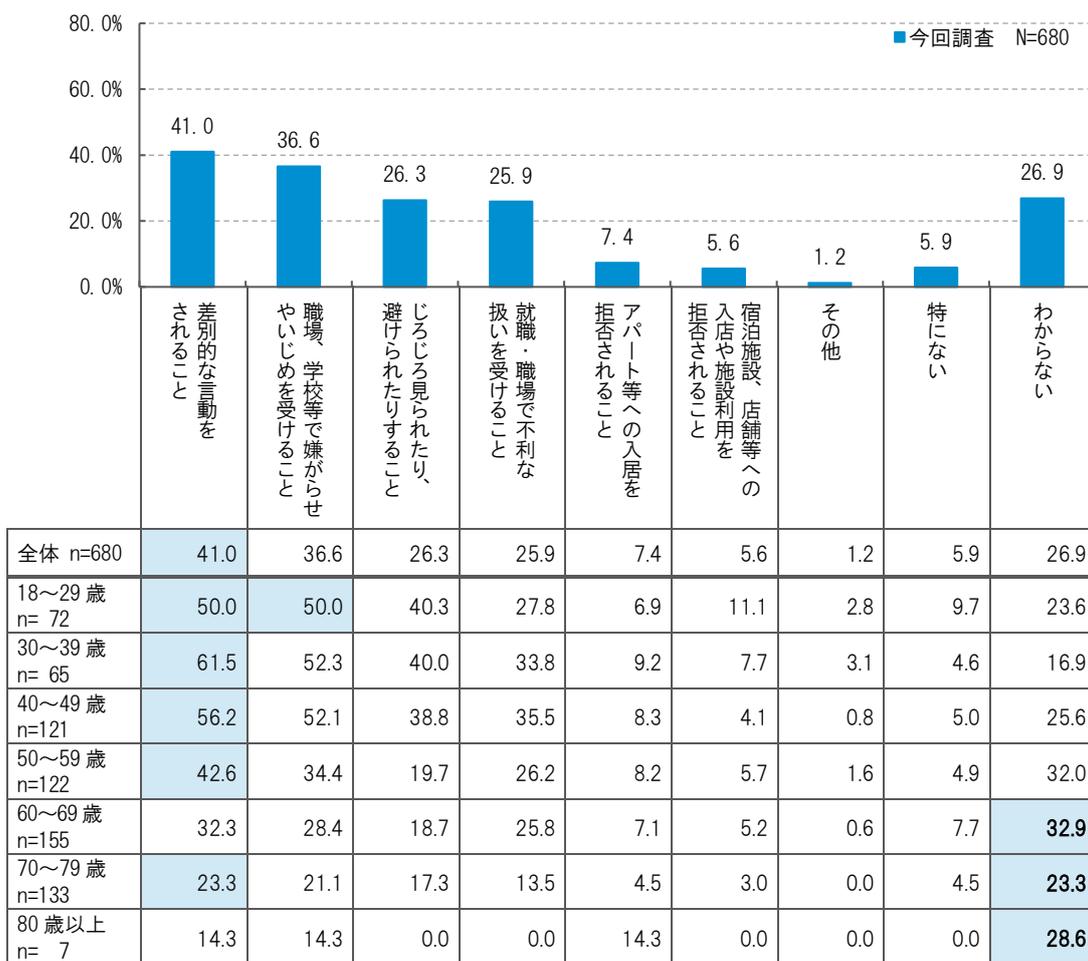
令和2年(2020年)に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う異性愛以外(同性愛、両性愛等)の人に関する人権問題や、からだの性とところの性が一致しない人に関する人権問題は、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」「差別的な言動をされること」と回答した割合が高くなっています。また、年齢階級別にみると、60歳以上は「わからない」が最も高くなっています。

また、性的マイノリティ(LGBT*等)に対する理解の促進や支援にはどのようなも

のが必要であると思うかの問いには、「児童・生徒などへの学校における教育の充実」「トイレや更衣室などの環境の整備」と回答した割合が高くなっています。

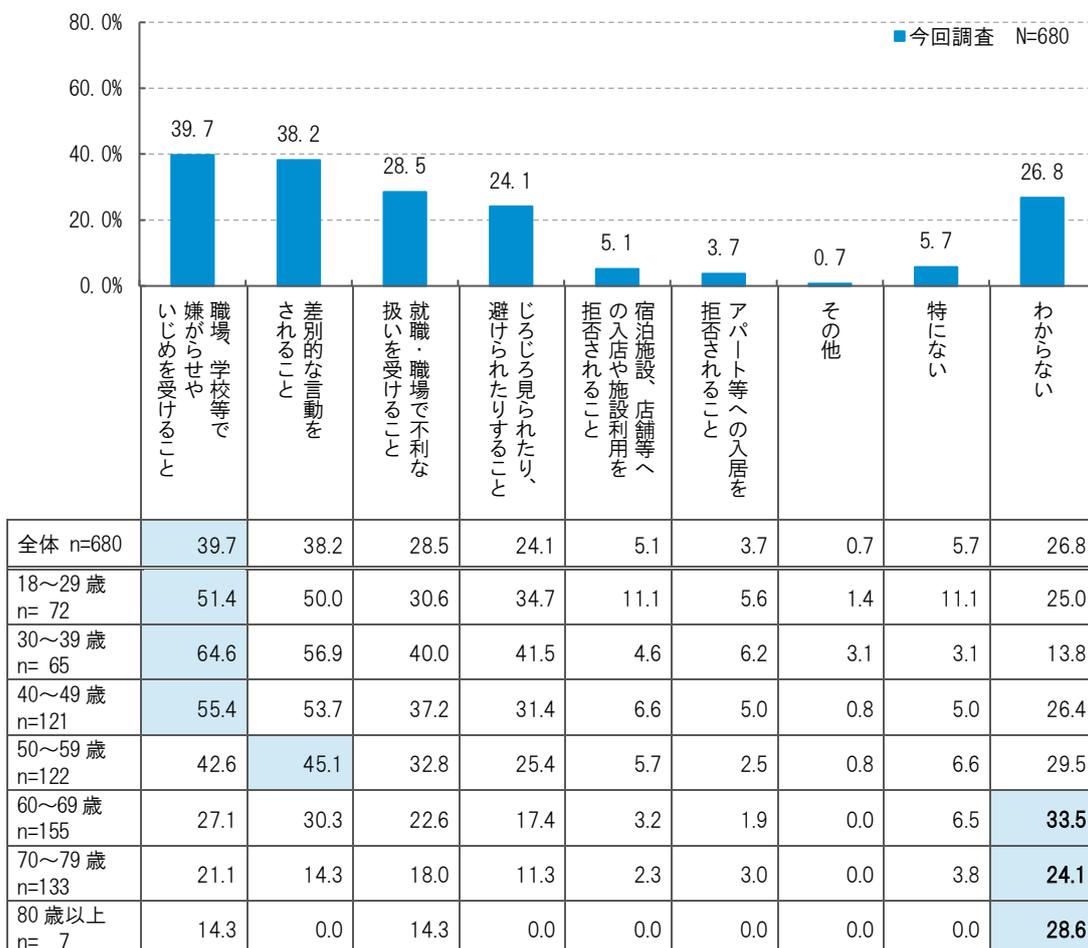
日本においてもパートナーシップ制度を導入する自治体が増えるなど、多様な性に対して社会的理解が進んできてはいるものの、未だ興味本位で見られるなど偏見や差別も起きています。すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い自分らしく生きることができる社会が望まれます。

■ 異性愛以外（同性愛、両性愛等）の人に関する人権問題

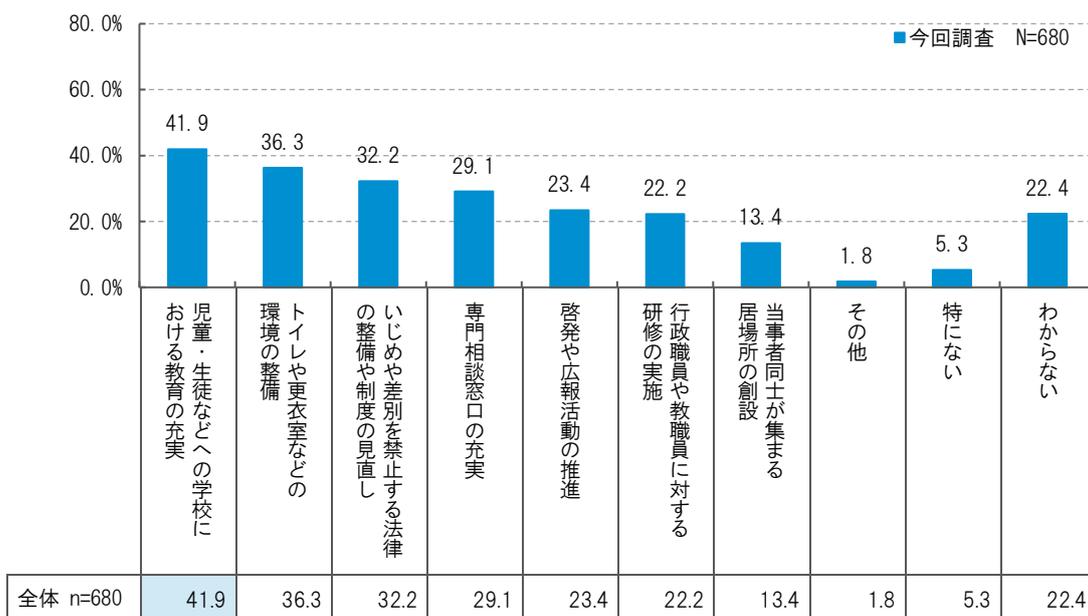


「人権に関する市民意識調査」結果報告書より

■ からだの性とところの性が一致しない人に関する人権問題



■ 性的マイノリティ（LGBT等）に対する理解の促進や支援について



「人権に関する市民意識調査」結果報告書より

(3) 施策の方向

同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や性自認に関する問題等について、常にその状況に留意し、一人ひとりが正しい認識と理解を深める取組を進めるなど、日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくため、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
性的指向・性自認に関する人権問題への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報等を通じて、正しい理解を深めるための啓発を推進します。 ○性的指向・性自認に係る問題等や差別についての相談体制の充実を図ります。 ○市立中学校において生徒や保護者が制服などの衣服を選ぶ際には、性的少数者である当事者の気持ちについても尊重していきます。
教育と啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員や市職員に対して、性的指向・性自認に対する正しい知識を深めるための研修を開催します。



9 インターネットによる人権問題

(1) 関連する制度・計画等についての主な動き

- 平成14年（2002年）に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）*」が施行され、一定の発信情報の開示を請求できるようになりました。また、令和3年（2021年）の改正では、開示請求を行うことができる範囲が拡大したことに加え、投稿者の情報開示を容易にする新たな裁判手続きが創設されるなど、インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害について、円滑に被害者救済を図る取組が進められています。
- 平成21年（2009年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。また、平成30年（2018年）の改正では、18歳未満の青少年への携帯電話契約時に、事業者がフィルタリングについて説明し有効にすることを必要とする等が義務となりました。
- 平成26年（2014年）には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」が施行され、リベンジポルノ等の被害の発生や拡大防止が図られています。
- 市では、「第2次富山市総合計画（前期基本計画）」において、一人ひとりが尊重される地域社会づくりの一つとして「一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり」を目標に掲げており、市民がインターネットによる人権問題を理解し、人権を尊重する必要性を啓発するための取組を行っています。

(2) 現状と課題

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

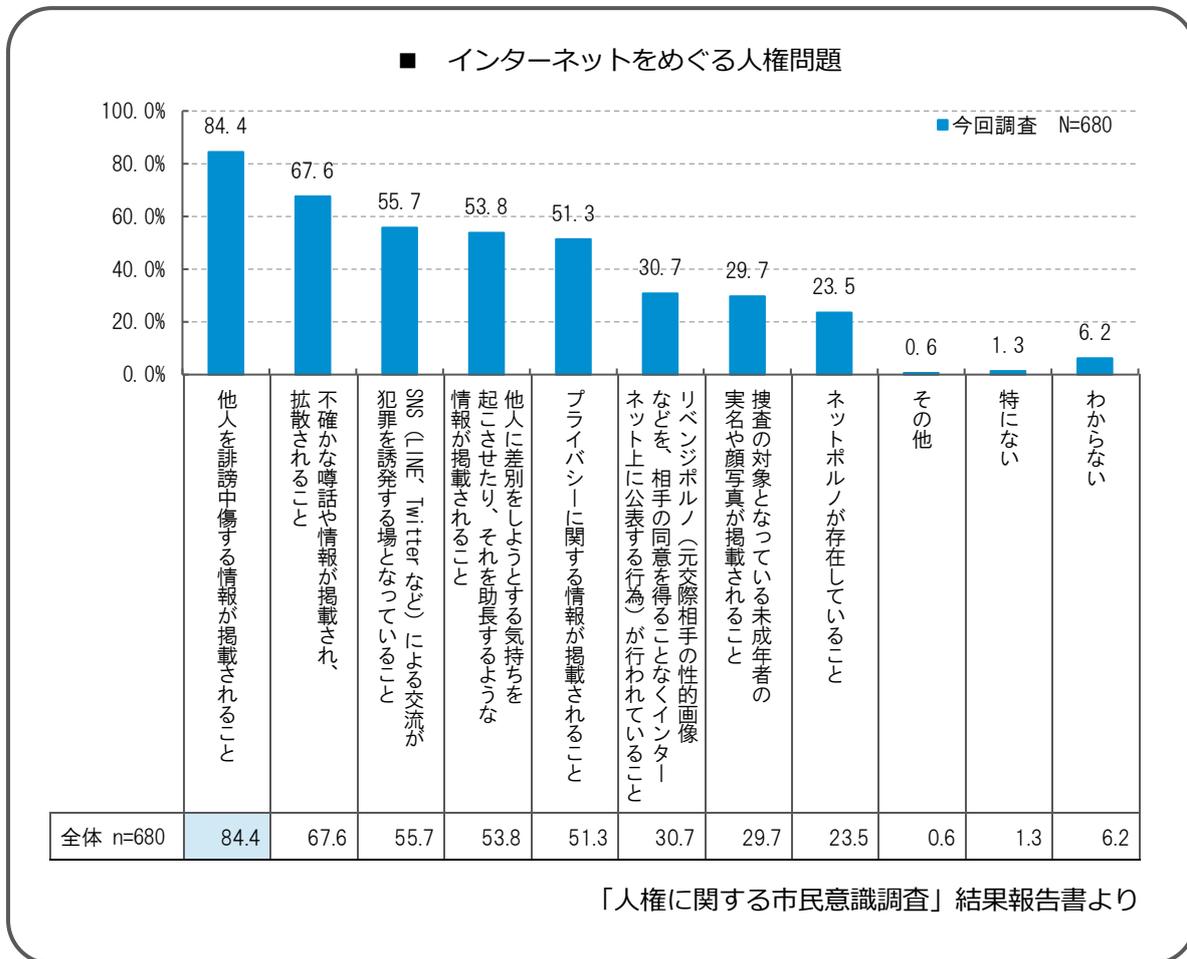
そして、悪質かつ巧妙化するインターネットによる人権侵害等の様々な問題は、後を絶たない現状があります。近年、SNS上で特定の個人を対象とした誹謗・中傷や画像の送信、人権に関する偏った見解の書き込みなど、人権を侵害する行為が問題となっています。このような情報を書き込まれた人は、周囲の人から誤解されたり、嫌がらせをされるなど、実生活に大きな支障をきたしかねず、さらに精神的に追い詰められることによって、自殺へとつながってしまうこともあります。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思うインターネットをめぐる人権問題は、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」「不確かな噂話や情報が掲載され、拡散されること」と回答した割合が高くなっています。

インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダ等が適切な対応を講

じるとともに、利用者がその責任等を十分に自覚することが必要です。

学校教育においては、子どもをインターネットによる人権侵害から守るため、学校、家庭との連携により、情報モラル教育を推進することが課題です。



(3) 施策の方向

インターネット利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性やインターネット上での情報収集・発信における個人の責任やモラルについて、正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を推進に向け、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
インターネットによる人権侵害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○悪質な事案について、法律に基づき相談者や法務局等と連携し、個別対応を実施します。 ○インターネットでの責任やモラルについて、教育・啓発の推進を図ります。

10 様々な人権問題

〈刑を終えて出所した人等の人権問題〉

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識があり、就職に対しての差別、住居などの確保の困難など社会復帰に際し、厳しい状況があります。また、その被害は家族にも及んでいます。

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人が、社会的更生を遂げ、健全な社会人として社会復帰するためには、本人の強い意志とともに、家族、地域、職場などの周囲の理解や協力はもとより、社会全体での支援が必要です。

(2) 施策の方向

刑を終えて出所した人等の更生が円滑に図られ、また、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、行政、保護司会などが連携し、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
刑を終えて出所した人々の偏見差別の解消	○社会を明るくする運動強化月間に合わせて、犯罪の防止や罪を犯した人たちの構成について理解を深めるための周知啓発を行います。

〈犯罪被害者やその家族の人権問題〉

(1) 現状と課題

近年、犯罪被害者やその家族が事件による直接的被害だけでなく、更に人権侵害を被るという二次的被害の問題も生じています。このような犯罪被害者を救済するため、平成12年（2000年）には「犯罪被害者等保護関連法」が成立し、平成16年（2004年）に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、平成20年（2008年）に「犯罪被害者とその家族への犯罪被害者等の給付金」に関する法律を一部改正するなど、犯罪被害による経済的な負担や精神的な負担を軽減するための支援が行われています。

本市では、平成23年（2011年）に施行された「富山市安全で安心なまちづくり推進条例」において、犯罪の防止に配慮した環境整備に取り組む方策を示し、犯罪被害者等支援に関する広報・啓発に努めています。

今後も同条例の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の人権擁護の現状理解と支援への意識醸成に向けた人権教育・啓発の取組が必要です。

(2) 施策の方向

犯罪被害者やその家族の人権が侵害されないよう、犯罪被害者への精神的軽減の配慮の重要性やプライバシー保護の強化について啓発をすすめ、安心して相談できる環境を整備するため、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
犯罪被害者やその家族の人権侵害防止	<ul style="list-style-type: none"> ○広報等を通じて、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発を行います。 ○警察をはじめ、富山県被害者支援連絡協議会や、とやま被害者支援センターの相談窓口などと連携し、相談支援を実施します。

〈個人情報保護〉

(1) 現状と課題

通信技術の発達等による情報化の進展は、私たちの生活に様々な利便をもたらす反面、様々な個人情報が個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、個人情報が商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害される問題が発生しています。

また、平成25年（2013年）には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が成立し、マイナンバーの活用による行政手続き等の簡素化や迅速化が進められていることから、個人情報の適切な活用と適正な管理がより重要となっています。

本市では、個人の権利利益の保護を図るため、平成17年（2005年）4月に「富山市個人情報保護条例」を制定し、市が保有する個人情報の取扱いの適正化に努めるとともに、情報システム全体の強じん性の向上や、情報セキュリティの強化、人的セキュリティ対策を講じてきました。

引き続き個人情報の適正な管理に努めるとともに、個人情報の適切な取扱いについて理解を深めてもらうことが必要です。

(2) 施策の方向

市が保有する個人情報については、人的セキュリティ対策をはじめ、物理面、技術面などのセキュリティ対策の実施により、情報管理を徹底し、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
個人情報の保護の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○「富山市個人情報保護条例」に基づき、市の保有する個人情報の適正化の推進を図ります。 ○各種セキュリティ対策による情報管理を行います。 ○新たな脅威等に関する情報収集に努めるとともに、国・県・関係団体等と連携し、セキュリティ対策の充実を図ります。

〈その他の人権問題〉

(1) 現状と課題

人権問題は、ほかにも「アイヌの人々」への民族差別、「ホームレス」への嫌がらせや暴行、「拉致問題」をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害、「自死*遺族」は自死に関する社会の偏見や周囲の誤解などによる孤立等多くのものがあります。

また、「セクハラ、パワハラ、モラハラ*」など、様々な「ハラスメント」による人権侵害などの問題も生じています。今後も、これらの問題への正しい理解と認識を深めるための啓発の取組が必要です。

(2) 施策の方向

様々な人権問題に関しても常にその状況について留意し、一人ひとりが正しい認識と理解を深める取組を進めるなど、日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進を図るため、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
その他の人権問題への啓発等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、パネル展の開催や広報とやま、懸垂幕による啓発を行います。 ○広報等を通じて、正しい理解を深めるための啓発を推進します。 ○その他のアイヌの人々他、人権問題に関する悩みや差別についての相談体制の充実を図ります。